

### 第 3 回「3D 都市モデルの整備・活用促進に関する検討分科会」

#### 議事概要

日時：令和 3 年 9 月 29 日（水）14:00-16:40

場所：リモート会議及び三菱総合研究所会議室

#### <サマリー>

各参画団体から現地・リモート合わせて約 200 人が参加。座長より挨拶ののち、TMI 総合法律事務所・関真也法律事務所より、3D 都市モデルの普及に向けたリーガル面の課題・論点の共有、及び質疑応答がなされた。

リーガル面においては、3D 都市モデルを構築する際に、現実空間の再現として看板に含まれるロゴマーク等の商標の映り込みや建築物の外観全体のデジタルデータ化による忠実な複製については、商標権や著作権の侵害とならない場合が多いと思われるが、著作者人格権その他の関連規定を含め、権利侵害となる可能性がある具体的な利用場面を類型化するための検討は必要であるとの基本スタンスが示された。

また、静岡県・朝日航洋・Code for Sabae よりオープンデータ化の推進に関する課題・論点の共有、及び質疑応答がなされた。災害発生時の備えとしてデータ整備、オープン化に取り組む有効性や自治体における人材育成の必要性、データの活用事例などのオープンデータ化を進めるにあたってのヒントや効果が示された。

その後、国土交通省都市局よりリーガル・オープンデータ化に関する論点、及び今後の取組みの共有、及び質疑応答がなされた。今度の取組方針として、3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステム構築を更に推進するため、問題意識のヒアリングを継続し、課題抽出を進め、整理した問題意識をもとに、関係機関とのヒアリング・協議を行い、令和 4 年度中に整理結果をガイドライン等のドキュメントとして公開することを提示し、了承された。

総合討議の後、3D 都市モデルの整備・活用促進に関する問題意識、今後の分科会での検討論点・開催スケジュールが合意された。

#### 1. 座長挨拶（青山学院大学教授 古橋座長）

- ・ 座長挨拶として、政府の府省ホームページのコンテンツ利用ルールの雛形である「政府標準利用規約第 2.0 版」について触れるとともに、汎用的なマルチオープンデータライセンスを理想形とし、「政府標準利用規約第 3.0 版案」を作成した。
- ・ 日本の OSM コミュニティが開発中の PLATEAU →OSM コンバータについて、次回紹介することを予定している。

## 2. リーガル面の論点整理

### ○ 商標法を中心とした論点整理 (TMI 総合法律事務所 長島 匡克 弁護士)

- ・ 仮想空間における商標法上の論点整理として、仮想空間で現実の商標を使用する場合には、商標の「使用」に該当するかどうかということが重要な論点となる。仮想空間内で取引の対象となるデジタルデータに関連して他者の登録商標が付された場合においては「使用」されていると考えられる場合もあり、登録商標及び商品役務の同一性、類似性も課題である。
- ・ 現実空間をゲーム空間内に再現する場合、ランドマークとなる百貨店の外観、ロゴ等を再現したとしても商標が映り込むだけであれば、商標的な使用とはならないため、商標権の侵害とはならない。ただし、内部に入って売り場レイアウトを忠実に再現する場合は、当該建物の管理権、所有権等の関係で承諾を得ることが望ましい場合もある。
- ・ 仮想空間内で商標の保護も論点となる。仮想空間内にのみ存在する商品又は役務の商標、例えば、仮想空間内にのみ存在する自動車のブランドに係る商標を保護するためには商標登録が必要であるが、デジタルデータに係る商品役務に加えてどの範囲で商標の保護を及ぼすべきかは慎重な検討を要する。また、不正競争防止法での保護は、別の論点としてありうると考えられる。
- ・ 現実の建物の所有権と同じ権利が仮想空間で与えられるわけではないため、当該建物で現実販売されている商品と異なる商品を販売するとしても、何らかの権利侵害の問題が生ずる可能性は低いように思われる。現実空間をゲーム空間内に再現する場合、ランドマークとなる百貨店の外観、ロゴ等を再現したとしても商標が映り込むだけであれば、商標的な使用とはならないため、商標権の侵害とはならない。ただし、内部に入って売り場レイアウトを忠実に再現する場合は、商標権とは別の管理権、所有権等の権利処理が必要となる。
- ・ 現実の建物の所有権と同じ権利が仮想空間で与えられるわけではないため、当該建物で異なる商品を販売したとしても、当該建物所有者の商標権侵害にはなりにくい。

### ○ 3D 都市モデルの生成と利活用に関する著作権法上の論点整理 (関真也法律事務所 関真也 弁護士)

- ・ 3D 都市モデルの生成と利活用に関する著作権法上の論点整理として、著作権の処理と同一性保持権の処理について権利制限規定に基づき整理を行った。
- ・ フォトグラメトリ技術や点群データなどを用いて、対象物の 360 度全体を忠実に再現した場合は、現実そのものの再現となる。その場合、思想又は感情の創作的な表現ではないことから、デジタルデータ化により作成した 3D モデル自体は、対象物とは別の新たな著作物ではないと言える。
- ・ 建築物が対象である限り、その外観をデジタルデータ化して提供しても、原則として著作権法 46 条が定める権利制限の対象となり、著作権の侵害にはならない。ただ、

「建築」や「建築物」の範囲については著作権法上定義がない。また、著作権侵害にならないとしても、同一性保持権が同条の権利制限を受けるわけではないので、同一性保持権侵害が別途問題になる場合がある。

- ・ 建築物も美術の要素の組み合わせであることから美術の著作物にも該当するとする見解もある。整理が必要な部分であり、リスクとして残る。例えば、著作権法 46 条 4 号はその文言上美術の著作物についての規定であるが、当該見解によれば、建築の著作物にも適用されると解する余地がある。建築物をデジタルデータ化した 3D モデルをダウンロードその他の方法で専ら有償提供する目的で作成し、又はそれを実際に提供する行為が、例外的に同条の権利制限を受けずに著作権侵害となる場合（同条 4 号）に当たるかにつき、解釈上議論がある。
- ・ 建築の著作物についての著作権侵害は、それを実際に建築する場合に主に問題となるが、同一性保持権はデータ化であっても侵害になる可能性がある。3D 都市モデルの生成・利活用の場面において、同一性保持権の例外（著作権法 20 条 2 項各号）となるのは、主に「やむを得ないと認められる改変」（同項 4 号）に該当する場合であると考えられる。例えば技術的な制約により生じてしまう改変がこれに該当し得るとされる。ニーズ・ユースケースに応じ、3D 都市モデルの生成・利活用の場面において同号に該当するケースを具体化・類型化することができれば、普及に資するのではないか。
- ・ 3D 都市モデルを生成する場面においては、複製・翻案の成否という観点のみによって、著作権侵害を回避する統一的・画一的処理を行うことは、多くの場合困難であると考えられる。
- ・ 今後検討すべき課題として、著作物の種類ごとに適用可能性のある権利制限規定と具体的な対応方法や、権利制限規定の適用が困難である場合には、複製・翻案に該当しないようにするためのデータ処理の方法・程度といった点が挙げられる。
- ・ 著作権や同一性保持権については、侵害対象の範囲を明確にすることで、デジタルツインの普及につながると考えられる。

#### ○発表を踏まえての座長コメント（座長/青山学院大学古橋教授）

- ・ デジタル空間を作る際の一つ一つが著作物であるかどうかという論点、及び著作権法の中で建築物の定義がされていないという点を改めて理解した。
- ・ 3D 都市モデルが属性も含めて人や技術によってモデリングされて生成されているものは、生成過程で著作性が生まれるというふうに理解した。また、3D 都市モデルの中で、建物の管理主体以外の第三者が当該建物をモデリングし、それ自体が著作物に当たる場合には、モデリングされた 3D のデータの著作者はモデリングした主体であると理解した。

### 3. オープンデータ化の推進に関する論点整理

#### ○ VIRTUAL SHIZUOKA の取組・意義とは？（静岡県 杉本直也 氏）

- ・ VIRTUAL SHIZUOKA 構想は、災害状況の量的把握、インフラの全プロセスにおける 3 次元データの活用等への活用を目指し、3 次元点群データで創るデジタルツイン構想であり、その実現のために地表面及び樹木、建物、海岸及び水中部の地形など、広範囲・高密度にデータの取得を進めている。取得したデータが活用されるためには、オープン化が重要であり、取得した 3 次元点群データは、G 空間情報センターで公開し、誰でも自由に二次利用出来るようにしている。
- ・ 地方公共団体が保有する都市に関する豊富なデータのオープン化の促進に向けた取組みが進められている中で、他の官民データとともにオープンデータ化されることで、多層の情報統合が可能となり、可視化・分析・評価が容易となることから、データがオープンであることが重要であり、VIRTUAL SHIZUOKA のデータをオープンデータ (CC-BY) として公開している。
- ・ 特に防災の面では、特に国や自治体が、データの連携面において足並みを揃えることが重要である。
- ・ 被災地域において点群データのみではなく、3D 都市モデルが整備・オープンデータ化されていれば、被災・流出した家屋戸数等の被災状況の迅速な把握が可能になると考えられる。

#### ○ 統合空間データの公開とデータ利活用研修（朝日航洋 浅野 和仁 氏）

- ・ 大阪府富田林市では、水道、道路、都市計画等それぞれの部署で基盤地図の整備・更新をしていたが、GIS を導入するにあたり、地図を一本化。公共測量成果として国土地理院に提供すると共に、オープンデータとして公開している。
- ・ 現場職員がデータの利活用を理解するためには、システム依存からデータ主体の運用へと移行する必要がある。関係各課による地図関連業務及び空間データの相互理解（棚卸し）、業務に紐づく地物と更新担当の抽出～属性検討～製品仕様書作成、製品仕様方式による公共測量申請（測量法）と共用空間データ整備が必要である。
- ・ データ利活用研修例として、統合型 GIS を使った庁内データ利活用/EBPM・政策検討研修を行い、空間データ利活用に係るワークショップやデータ利活用基礎研修動画配信を行ったケースがある。
- ・ GIS システムを始め、地理空間情報を取り扱う際には、システム自体が注目を集めるが、システムで扱われるデータを職員が理解出来る教育が重要。職員と情報を活かすデータ利活用に繋がる研修が有益である。
- ・ 重要な視点として、システムが入れ替わってもきちんと引き継げる汎用性のあるデータ整備とデータの利活用に係る研修を講じることにより、職員の配置転換がなされても機能するといったナレッジの継承につながる事が挙げられる。

#### ○ 鯖江市のオープンデータの取組・意義・課題 (Code for Sabae 牧田泰一 氏)

- ・ 2012 年以降、トイレの位置情報を XML 形式で 2 次利用可能として公開したことを皮切りに、消火栓、AED、市営バスの位置情報や河川水位データ、バスの状況者データなど、多くのデータ公開を進めている。
- ・ 公開データは、200 種類に上り、データを活用した民間作成アプリが 250 種類作成されている。作成されたアプリとしては、バスの位置情報や乗客数を把握できるアプリや道路の損傷等を報告出来る市民協働アプリ、子育て支援アプリなどが開発された。
- ・ オープンデータの意義として、「国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化」、「行政の高度化・効率化」、「透明性・信頼性の向上」といった点が挙げられる。加えて、「地域の IT 人材（住民参加）の接着剤」、「市民力（当事者意識）の向上」といった点も重要な点として挙げられる。
- ・ オープンデータ普及の課題として、地方自治体において約 5 割の自治体がオープンデータについて取組を実施していない現状（2019 年総務省調査）にあり、オープンデータの効果・メリット・ニーズが不明確、人的リソースが不足している等の理由を挙げているが、言い訳でしかないのではないかと感じる。行政データはオープン化が前提であり、スモールスタートでよいので、地域の IT 人材等を巻き込んで取組み、社会課題の解決に立ち向かっていくことが重要であると考えます。
- ・ データをオープン化したことで生じた課題は特に無く、公開するにあたっては、リソース確保の問題が生じることがあるため、行政課題に対して公開によるメリットが見込めるものを中心に公開しており、市民の声が行政に届くことで、データの利活用が進むと考えられる。

#### ○ 発表を踏まえての座長コメント (座長/青山学院大学古橋教授)

- ・ 静岡県の発表に関して、熱海市の PLATEAU データがあった場合には建物の数だけではなく、その建物の属性から所有者まで紐づけられるようなデータがあれば、災害時に活用できたのではないかとのご意見をいただいたと理解した。
- ・ デジタルツインの活用においては、行政と基礎自治体の動きが必ずしも同じ方向を向いていないというところは課題であり、今回の静岡県と熱海市の関係性も含めて、色々な立場の主体が同じ方向を向いて連携できると良いのではないかと感じた。
- ・ 朝日航洋の発表に関して、研修の仕組みの中でも職員の理解度促進と技術スキルも含めたナレッジの継承が軸になっているということに感銘を受けた。
- ・ 鯖江市の発表に関して、データは、市民や民間企業からのリクエストに応じてオープンデータとして公開していくことが、行政側としてやりやすいと理解した。  
PLATEAU の普及にも同じことが言えるのではないかと。

#### 4. リーガル・オープンデータ化に関する論点整理

#### ○ 論点整理と今後の取り組み（国土交通省都市局）

- ・ 3D 都市モデルに関する法的権利等についての論点として、3D 都市モデルは現実空間をバーチャル空間上に再現するものであるため、整備の局面では、現実空間で生ずる諸権利がバーチャル空間上でどのように作用するかが問題になる。また、3D 都市モデル利用の局面では、データに様々な加工や付加がなされるため、これらの行為が現実空間上の権利にどのように作用するか等が問題になる。
- ・ 3D 都市モデルは「都市計画基本図」、「都市計画基礎調査」、「都市計画決定情報」の3つの GIS（いわゆる「都市計画 GIS」）を統合したデータから構成されている。このため、各データのオープンデータに関する論点をクリアすることで、3D 都市モデルのオープンデータ化を円滑に進めることができる。特に「都市計画基礎調査」についての多くの論点は未整理であり、課題となっている。
- ・ 都市局の今度の取組方針として、3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステム構築を更に推進するため、各フェーズにおける自治体、民間企業、有識者等の問題意識のヒアリングを継続し、課題抽出を進める。
- ・ さらに、整理した問題意識をもとに、関係機関とのヒアリング・協議を行い、令和4年度中に整理結果をガイドライン等のドキュメントとして公開することを目指す。

#### 5. 総合討議

##### ○ 各社発表を踏まえての座長コメント（座長/青山学院大学古橋教授）

- ・ 様々な論点が挙げられたが、最も重要なのは分かりやすいガイドラインをどうやって作って行くのかという点であり、権利制限規定等においてどこまで具体化できるかが、今後の課題として挙げられる。
- ・ また、リスクを考えた時に、そのルールから脱しないために具体的なガイドラインというものの必要性はすごく重要だと認識した。

以上